

支給内容

支 給 費 目	小学校	中学校	備考
修学旅行費 (交通費や宿泊費等)	実費の2分の1 (上限 10,790 円)	実費の2分の1 (上限 28,860 円)	交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費 (小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回)
校外活動等参加費 宿泊を伴わないもの	実費の2分の1 (上限 800 円)	実費の2分の1 (上限 1,155 円)	交通費及び見学科
校外活動等参加費 宿泊を伴うもの	実費の2分の1 (上限 1,845 円)	実費の2分の1 (上限 3,105 円)	交通費、宿泊費及び見学科(学年を通じて1回)
学用品・通学用品購入費 ※1	実費の2分の1 5,820 円(年額)	実費の2分の1 11,370 円(年額)	・学用品費 通常必要とする学用品(ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、実験・実習用の材料、作業衣等)の購入費 ・通学用品費 通学のため必要とする通学用品費(通学用靴、雨傘、雨靴、上履き、帽子等)の購入費 ※購入した品名と金額及び日付がわかる領収書等が必要です。
新入学学用品・通学用品 購入費(1年生のみ) 領収書、レシート等が必要 となります。 ※1	実費の2分の1 28,530 円(年額)	実費の2分の1 31,500 円(年額)	新1年生が入学準備のために購入した学用品・通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入費 ※購入した品名と金額及び日付がわかる領収書等が必要です。
学校給食費		実費の2分の1	※県給食費無償化により現在支給はありません。

※支給額は変更となる場合があります。

例) 新入学児童生徒学用品・通学用品費(1年生のみ)で限度額 28,530 円の補助を受ける場合には、57,060 円分の領収書又はレシートが必要になります。ランドセル等の新入学準備品は、入学前に購入される場合も支給対象となります。

※1 学校徴収金で購入したものについては、学校からの報告により支給しますので領収書の提出は不要です。ただし、学校徴収金で限度額に満たない場合は、学校から案内があります。その際は、領収書・レシートの提出をお願いする場合があります。

【注意事項】

- ・補助費目は世帯の収入状況に応じて異なります。また、補助の対象となるものは学校の授業等で使うものです。自習用に購入したものや、日常生活で用いるものは対象となりません。
- ・所得の状況により、該当とならない場合がありますのでご了承ください。



【お問い合わせ】

担当：藤崎町教育委員会
学務課教育支援係
電話：40-0708